



## 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成20年度の各会計決算の健全化判断比率及び資金不足比率について算定したところ次のとおりの結果となりましたので、法第三条第一項及び第二十二條第一項に基づき公表します。

### 1 算定結果の概要

(1) 健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全てにおいて、基準を超えていない。

(2) 資金不足比率について

水道事業会計、病院事業会計、公共下水道事業会計のうち、病院事業会計において資金不足を生じたが、比率は基準を超えていない。

### 2 各指標の状況

	健全化判断比率の状況			早期健全化基準	財政再生基準
	H19年度決算	H20年度決算	比較		
実質赤字比率	—	—	—	15.0% 以上	20.0% 以上
連結実質赤字比率	0.65%	—	△0.65%	20.0% 以上	40.0% 以上
実質公債費比率	25.1%	<b>23.6%</b>	△1.5%	25.0% 以上	35.0% 以上
将来負担比率	232.0%	<b>206.7%</b>	△25.3%	350.0% 以上	

※ 健全化判断比率の「—」は、実質赤字額もしくは連結実質赤字額がないことを示す。

	資金不足比率の状況			経営健全化基準
	H19年度決算	H20年度決算	比較	
水道事業会計	—	—	—	20.0% 以上
市立三笠総合病院事業会計	25.2%	<b>19.6%</b>	△5.6%	
公共下水道事業特別会計	—	—	—	

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足を生じていないことを示す。

●実質赤字比率

一般会計等の実質収支は、今年度も黒字となっている。

●連結実質赤字比率

一般会計、育英特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、市立三笠総合病院事業会計、公共下水道事業特別会計のうち、市立三笠総合病院事業会計において資金不足を生じたが、他の会計の黒字額または資金の剰余額によって資金不足を補うことができた。

●実質公債費比率

平成19年度決算は25.1%となり早期健全化基準を超えていたが、公債費適正化計画に基づく適正な起債発行によって、平成20年度決算より比率は改善していく計画である。

●将来負担比率

将来負担となる地方債の現在高や公営企業債等の繰入額も減少しており、次年度以降も比率は改善していく計画である。

●資金不足比率

市立三笠総合病院事業会計において資金不足を生じているが、市立病院における経営健全化計画等に基づき経営健全化に向け努めている段階であり、次年度以降も経営健全化の基準値を超えない計画である。

総務部財務課財政係 阿部

電話 01267-2-3186